

日本における厳罰化に ついて

教育学部学校教員養成課程社会科専攻4年 071110B 白石 愛美

2月15日

目次

はじめに

第一章 厳罰化の実態

(1) 日本の刑罰

(2) 厳罰化の分類

i) 立法による厳罰化

ii) 行政による厳罰化

iii) 司法による厳罰化

第二章 日本の犯罪事情

(1) 日本の犯罪統計の検証

(2) 日本の犯罪状況の実態と国民の犯罪不安

第三章 厳罰化の背景

(1) 犯罪不安と厳罰化

(2) 被害者感情と国民感情と厳罰化

(3) ポピュリズムと厳罰化

i) ポピュリズムの概念

ii) Penal Populism とは

iii) 日本における Penal Populism

第四章 厳罰化と日本社会の在り方

おわりに

はじめに

近年、刑が厳罰化されていく傾向にある。少年法の改正や、道路交通法の改正、死刑判決数・執行数の増加や、殺人罪の法定刑の下限引き上げなど様々な面で厳罰化が起きている。また、犯罪者を収容する刑務所では過剰収容といった現象も見られる。

こういった厳罰化は、一見、日本において犯罪が増加し、その手段や背景が複雑化していく中で、いつ自分が被害者になるかわからない日本の治安に国民が不安を感じるようになり、その国民の声に対して行われている一連の対策のように思える。

しかし、実際に様々な本や統計を見ていると、治安が悪化したから厳罰化が進み、刑務所が過剰収容になったという認識は非常に短絡的な考えで、その背景には様々な要因があるようだということがわかってきた。

このような経緯から、日本の犯罪事情・刑事政策に興味をもった。よって本論文では、なぜ日本において、厳罰化が急速に進んできたのかということを考察するとともに、このまま厳罰化が進行していくことの是非を考えていきたい。

ちなみに本論文では、「厳罰化」を立法面、行政面、司法面にわけ分類していくが、総合的には、同じような行為に対して緩やかとされる罰にかえて厳しいとされる罰を用いることを「厳罰化」ということとする。たとえば、少年を少年として裁く代わりに成人として裁いたり、⁽¹⁾ 夫婦間の暴力を説得する代わりに逮捕したりすることも含まれる。⁽²⁾

注

1 少年法等の一部を改正する法律が施行される 2007 年 11 月 1 日以前は、少年院送致の対象年齢は 14 歳以上とされていたが、「おおむね 12 歳以上」に引き下げられた。

2 2001 年 10 月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されている。この法律によって、DV は、犯罪として認識された。

第一章 厳罰化の実態

はじめにでも述べたが、日本では近年厳罰化が進行している。しかもそれは、刑法の改正にとどまらず様々なところで起きている。第一章では、厳罰化を分類分けするとともに、具体的にどのような「厳罰化」が起きているかを示していく。

(1) 日本の刑罰

「厳罰化」について考えていくにあたり、まず、犯罪者に対して国家により科せられる「罰」である刑罰について、日本の立場を明確にしておく。

そもそも刑罰とは、

犯罪に対する法的効果として、国家によって犯罪者に科せられる一定の法益の剥奪のことをいう。また、実質的には次の3つの機能がある。①一般予防機能（刑罰が一般公衆の犯罪を予防する機能）②特別予防機能（刑罰が、罪を犯してそれに処せられた者の再犯を予防する機能。）③被害者および一般公衆の報復感情を満足させる機能の3つである。①・②は、目的刑論といわれる。特に②に関して言えば、犯罪者本人に対して刑罰自体で反省の機会を与え、また一定の教育を施し再犯を防止させるという教育刑的目的を有する。一方で、③のように、報復感情を満たすために刑罰は存在するという見方もある。それを応報刑論という。（高橋2006）

日本における刑罰の通説は目的刑と応報刑のどちらも否定せず、折衷する相対的応報刑とされている。

また、高橋は、「応報刑論を基調としながらも、目的刑論の説く犯罪防止効果についても重視し、犯罪を防止することによって国民の利益を保護するからこそ、はじめて刑罰は正当化される」（高橋2006）と述べている。

つまり、刑罰を課す際に応報刑論だけに偏っても、目的刑論に偏っても、国家が人を裁くことを正当化することにはならない。両者のバランスが重要であるということである。したがって「罪の重さとバランスの取れる限度で、しかも犯罪防止にも必要な限度で刑罰を科す」ことが大切だと考える。

第二章以降で詳しく述べていくが、近年、様々な理由から国民の犯罪者に対する厳罰要求が高まっている。それに応じる形で厳罰化は進行しているが、国

民の厳罰要求は、犯罪者の更生や社会復帰よりも、隔離による犯罪の抑止や応報的な期待を求めているものが大きくなっていると考えられる。

例えば、2010 年の内閣府の意識調査において、死刑制度に関して、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、「場合によっては死刑もやむを得ない」という意見があるが、どちらの意見に賛成か聞いたところ、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」と答えた者の割合が 5.7%、「場合によっては死刑もやむを得ない」と答えた者の割合が 85.6%となっており、日本の国民の死刑支持率は従来から相変わらず高い。

死刑賛成の理由として、死刑制度に関して、「場合によっては死刑もやむを得ない」と答えた者（1,665 人）に、その理由を聞いたところ、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」を挙げた者の割合が 54.1%、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」を挙げた者の割合が 53.2%、「死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える」を挙げた者の割合が 51.5%と高く、以下、「凶悪な罪を犯す人は生かしておく、また同じような罪を犯す危険がある」（41.7%）などの順となっている。（複数回答）

前回の調査結果と比較してみると、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」（50.7%→54.1%）を挙げた者の割合が上昇していることがわかった。

一方で、犯罪者の立ち直りを支援し、再犯を防止する更生保護活動に協力したい気持ちはあるか聞いたところ、「ある」とする者の割合が 41.7%（「ある」11.9%+「どちらかといえばある」29.8%）、「ない」とする者の割合が 51.2%（「どちらかといえはない」28.3%+「ない」22.8%）となっていた。

死刑支持が相変わらず高い日本であるが、死刑には、そもそも犯罪者の社会復帰や、更生教育という目的がない。さらに、死刑存置の支持理由として、被害者や遺族感情を重視するものが前回調査よりも増加していることや、凶悪犯には命を持って償わせるべきという応報的な意識が高いことがわかる。また、「凶悪犯は生かしておく、また犯罪を犯す」「死刑をやめると凶悪犯罪が増える」というような犯罪不安から死刑に賛成するものも増えている。これは、目

的刑的な立場によるものであるが、凶悪犯に対して、更生や反省を求めるものではない。また、更生教育に参加する意欲がないとする国民の多さから、犯罪抑止に死刑や、長期の隔離を求めているということが推測される。このような刑罰に、犯罪者に対して報復や、隔離といった側面を強く求める国民の声は、日本の刑罰、刑事政策に影響を与え、「厳罰化」が進行していると考えられるのである。

（２）「厳罰化」の分類

さて、一言で「厳罰化」が進行してきていると述べた。しかし、この「厳罰化」は視点を変えると、いくつかに分類することができる。分類の仕方はさまざまあるが、本論文では厳罰化を立法、行政、司法によるものの三つに分類し、日本ではどのような厳罰化が起きているのか実態を明らかにしていく。

（ i ） 立法による厳罰化

まず、立法による厳罰化の一例をあげていく。近年刑法の改正が著しい。この何年かの間に、大きな改正がいくつもされている。そのうち、刑が以前よりも重くなったものや、新たに新設されたもののうち、「厳罰化」といえるものを平成 16 年から 22 年までのものを挙げた。それが以下の通りである。

平成 16 年（2004 年）改正（平成 16 年 12 月 8 日法律第 156 号）

- ・ 有期懲役・禁錮の上限、有期刑加重の上限引上げ（12 条～14 条）
- ・ 強制わいせつ罪・強姦罪・強姦致死傷罪の法定刑加重、集団強姦罪新設
- ・ 殺人罪・傷害罪・傷害致死罪の法定刑加重

平成 17 年（2005 年）改正

- ・ 人身売買罪（226 条の 2）新設

・ 平成 18 年（2006 年）改正（平成 18 年 5 月 8 日法律第 36 号）

- ・ 業務上過失致死傷罪の罰金刑の上限引上げ

平成 19 年（2007 年）改正（平成 19 年 5 月 23 日法律第 54 号）

- ・自動車運転過失致死傷罪（現 211 条 2 項）新設
- ・危険運転致死傷罪を 2 輪自動車も対象とする

平成 22 年（2010 年）改正（平成 22 年 4 月 27 日法律第 26 号）

- ・刑事訴訟法の改正とともに、死刑に関して刑の時効を廃止(31 条、34 条 1 項)

懲役または禁錮 10 年以上の時効の延長(32 条)

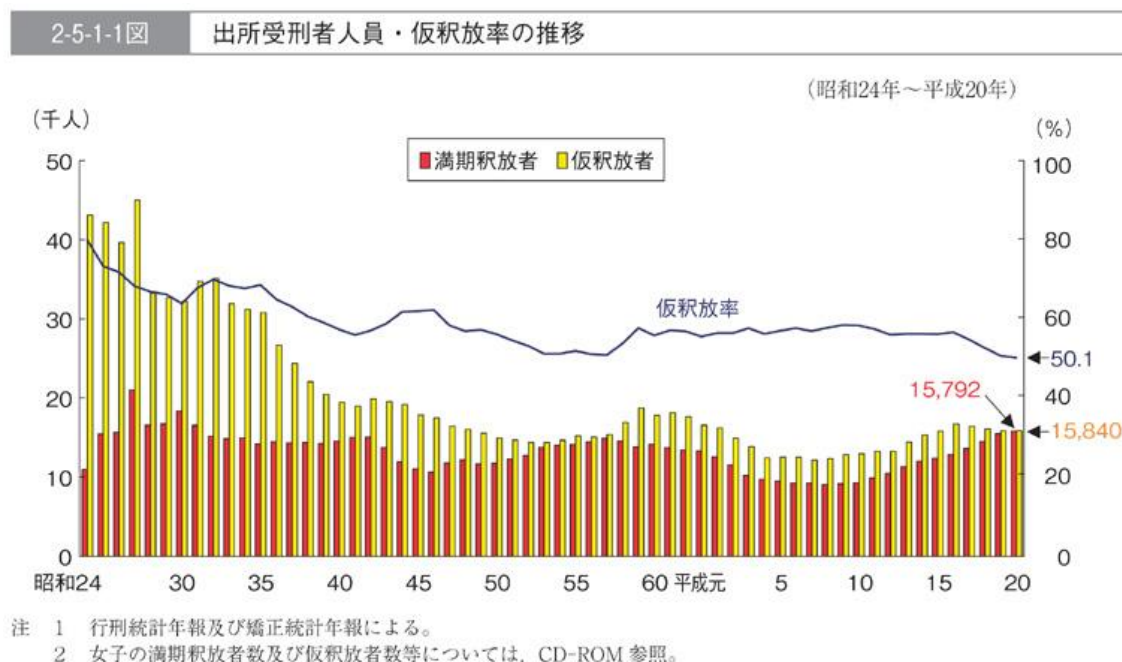
以上のようにわずか 6 年間の間で厳罰化といえる刑法の改正が多数実行されている。それに加え、ストーカー規制法や DV を防止する法律、迷惑防止条例など、今までは、犯罪としては扱われず、個人間の問題とされ、個人間で解決すべきものとされていたものが罪として立法化されていくようになってきたことも厳罰化の一例と言える⁽³⁾。

注

3. 新たに立法化された法律の中でも、インターネット犯罪に関する法律や、携帯電話の規制に関する法律などは、社会の進展に伴い発生した必要不可欠な法律であり、これらは厳罰化には含まないこととする。本論文では、従来から存在した問題が罪として立法化されたことを「厳罰化」とする。

(ii) 行政による厳罰化

次に行政による厳罰化を見ていく。行政による厳罰化は、行政官僚の裁量で決まるもの全てにあてはまる。よって全てを網羅して説明するのは難しいので、本論文では、仮釈放における厳罰化に絞ったうえで述べていく。



《図1 21 年度犯罪白書 出所受刑者人員・仮釈放率の推移》

図1からもわかるように、平成に入ってからずっとほぼ横ばいであった日本の仮釈放率が平成16年度からは低下傾向に転じており、20年度の仮釈放率は50.1%となっている。

さらに、無期懲役の受刑者においては、「従来、十数年で仮釈放を許可された例が相当数存在したが、1990年代に入ってから、次第に刑事施設在所期間が長くなる傾向にある。」(法務省保護局2008)

2004年以降では、無期懲役の受刑者のうち仮釈放を許されたものの全員が20年以上刑事施設に在所しており、それとともなって仮釈放されたものにおける在所期間の平均も、1980年代ごろまでが15年～18年であったものが1990年第には20年～23年と次第に伸びていき、2004年以降では現在まで一貫して平

均 25 年を超えるものとなっていて、2007 年には在所期間の平均が 31 年を超えた。

そもそも、仮釈放は刑法 28 条において「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁⁽⁴⁾の処分によって仮に釈放することができる。」と規定されており、仮釈放の認定は行政官僚の裁量によってきめることになっている。しかし、「改悛の状があるとき」は必ず仮釈放しなければならないものではなく、これも行政官庁の裁量となっている。

仮釈放の規準としては法務省令である「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」において「法第三十九条第一項 に規定する仮釈放を許す処分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」と定められている。

第三章で詳しく述べるが、凶悪犯罪が増えたわけではなくむしろ減少傾向にある状況で、仮釈放率の低下や、仮釈放までの平均刑期の長期化（特に無期懲役刑者に対して）は、行政官僚が社会感情などをかんがみたうえで、仮釈放を認めなくなっているということであり、これも近年の厳罰化傾向の一つといえる。

注

4 仮釈放を決定している行政官庁は、法務省の地方支分部局である地方更生保護委員会である。仮釈放の決定のほかにも保護観察所の事務の監督についても掌握している。

(iii) 司法による厳罰化

次に量刑に関する厳罰化についてである。本項では、量刑の厳罰化の傾向が顕著だといわれている凶悪犯罪⁽⁵⁾についてみていく。

元来、日本の死刑適用の基準は永山事件⁽⁶⁾を契機に、殺害動機や、殺害方法、前科などをかんがみ、三人以上殺害したら死刑が相場と言われてきた。しかし、現在は、殺害人数が一人で、しかも前科がない場合にでも、動機や手段から死刑が相当と認められた場合、死刑判決が下されるようになった。以下そのことが比較しやすい事例を紹介する。

《事例 1》

「《事件の経緯》平成 14 年 7 月 19 日午後 1 時頃、群馬県大胡町の路上で元土木作業員の坂本正人（当時 36 歳）が同町に住む県立前橋東商業高校 1 年生の安田愛さん（当時 16 歳）に、道を教えて欲しいと声をかけて近寄り、無理やり車に乗せて誘拐した。

坂本は怯える愛さんを車に乗せたまま数時間連れ回し、群馬県宮城村の林道で愛さんの首を電気コードで締めて殺害した。その後、愛さんの財布から 3000 円を奪った後、遺体を埋めて逃走した。

《判決》

平成 15 年 10 月 9 日前橋地裁は坂本に無期懲役を言い渡した（検察側は死刑を求刑）。これを不服とした検察は高裁に上告。平成 16 年 10 月 29 日東京高裁は「動機は身勝手に殺害方法も残忍極まりない。親に身代金を要求する時も笑いながら話すなど卑劣極まりない」と厳しく指摘し一審の無期懲役を破棄して坂本に死刑を言い渡した。

平成 20 年 4 月 10 日、東京拘置所で死刑執行。享年 41 歳。」

《事例 2》

「[大治君誘拐殺人事件] 1952 年（昭和 27 年）2 月 12 日、宮城県小牛田町で、高校校長の次男（当時 21 歳）が、大学入学費欲しさから小学 1 年の吉田大治ちゃん（6 歳）を誘拐し殺害した。3 月 2 日、大治ちゃんが小学校裏通りに絞殺体となって発見された。3 月 5 日、逮捕。懲役 15 年の判決が

下った。」

以上二つの事例からもわかるように事件の背景などは多少異なるはずではあるが、同じ身代金目的の誘拐、絞殺という類似した事件において、両者の判決にとっても大きな差が生じている。

さらに、事例1のケースでは、坂本元死刑囚には、前科はなかったのにもかかわらず死刑判決が下され、しかも執行までの期間も短いという点に特徴がある。事例2のケースと比較しても、量刑にあきらかに変化が生じていることがわかる。これも近年の厳罰化傾向の特徴といえよう。

実際に死刑判決も近年増加傾向にある。1990年代から、2003年までは、死刑判決が確定した人数は多い年で7人であったが、2004年以降は年間10名以上の死刑が毎年確定している。

裁判員制度が始まって二年がたつがその傾向に変化は見られない。

また、死刑適用が争点となる、凶悪犯罪に限らず、悪質な交通犯罪や、強姦罪などの量刑も長期化しているようである。(藤井 2006)

注

5. 本論文での凶悪犯罪とは、裁判において死刑を適用するかどうか争点となる犯罪をいう。

6. 永山則夫連続射殺事件の通称。1968年東京都で発生した、拳銃による連続射殺事件。この事件以降殺人事件において死刑判決を宣告する際は、永山判決の傍論である死刑適用基準を判例と同時に参考にする場合が多くなった。

以上のように、現在の日本では、実に様々な面で、厳罰化の傾向が顕著である。さらに、本論文で分けた 3 つの分類にうまくあてはまらない「厳罰化」も存在する。例えば、犯罪者の出所後の受け入れ先の減少や、それらが原因による困窮（犯罪白書 2009）という事実がある。これは、社会感情が犯罪者に対して非寛容的になってきているという点で、これも、社会感情の「厳罰化」といえると思う。

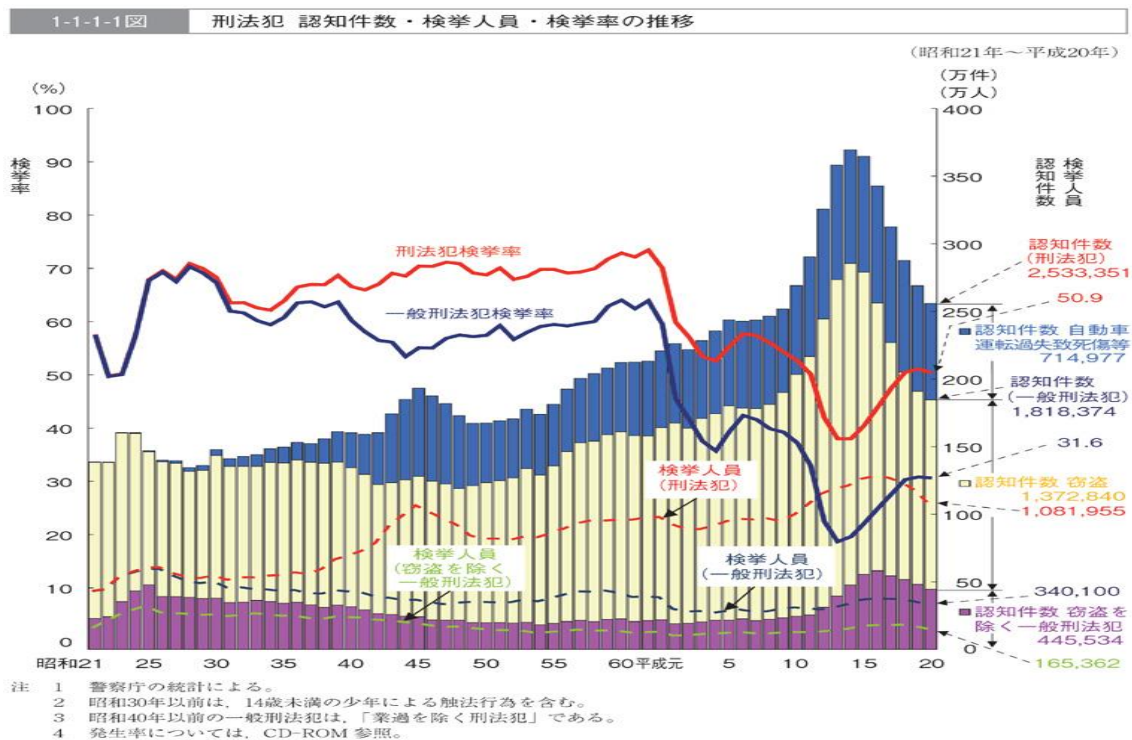
このように、本論文で全ての厳罰化と言える現象を網羅的に説明するのは困難であるので、以降、厳罰化を考えるうえで、先ほどの三つの分類をもとに、新聞や本などで社会問題としてよく取り上げられているものをいくつか例にあげ検討していく。検討の対象として、犯罪不安や、被害者感情が厳罰化とどう関連し、刑事政策にどのような変化をもたらしたのか。また、日本社会の変容と厳罰化はどのように関連しているのかを中心に考察していく。

第二章 日本の犯罪事情

第一章で、日本では様々な面で厳罰化が進行してきているという実態を述べ、分類をした。はじめにでも述べたが、日本で厳罰化が進んだ背景として、治安の悪化により国民の犯罪不安が刑事政策や政治に反映されたものと考えるのが一般的である。しかし、実際に治安の悪化は起きているのだろうか。第二章では、犯罪統計から、日本の犯罪状況についてみていく。

(1) 日本の犯罪統計の検証

法務省がまとめた 2009 年の犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は、平成 8 年から毎年戦後最多を更新し、14 年に 369 万 3,928 件を記録したが、15 年からは減少に転じ、毎年減少し続け、20 年は、253 万 3,351 件(前年比 15 万 7,532 件(5.9%)減)まで減少した。また、刑法犯の検挙率は、平成に入ってから低下傾向にあり、平成 14 年には、およそ 30%であった。しかし、15 年以降増加傾向にあり、平成 20 年は 50.9%であった。(図 2)



(図 2 21 年度犯罪白書 刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移)

平成 8 年から 14 年の間、刑法犯の認知件数の増加に対し、検挙率が低下していることがわかる。認知件数の増加に対し、検挙率が低下しているということは、未解決の事件が増加しているということである。よって、この犯罪統計を見る限りでは、まさに、平成 8 年から 14 年の間に犯罪の急増、治安の悪化があったように見える。

この刑法犯認知件数が戦後最多を記録した平成 8 年ごろから、日本では、「安全神話の崩壊」「治安の悪化」などがメディアを中心にいわれはじめ、例えば以下のような記事のようなものが当時多く見られた。

「刑法犯 3 5 8 万件で戦後最高 検挙率、初めて 2 割割る」

2 0 0 2 年版の「犯罪白書」が 1 9 日の閣議で了承された。捜査当局が認知した 0 1 年の刑法犯の数は前年より 1 0 % 多い 3 5 8 万件で、過去最悪を 6 年連続で更新した。一方、刑法犯の検挙率（交通関係を除く）は 1 9 . 8 % と、戦後初めて 2 割を下回り、犯罪の増加と検挙率の低下傾向が続いている。

また、0 0 年の統計で先進 5 カ国の刑法犯の検挙率（交通関係を除く）を比べたところ、ドイツは 5 3 . 2 %、フランスが 2 6 . 7 %、英国と米国はともに 2 4 . 4 % だったのに対し、日本は 2 3 . 6 % で、8 8 年の調査開始以来初めて最下位となった。日本の治安悪化が数字で裏付けられた形だ。

日本の犯罪件数が全体的に増える中で、特に暴力性の高い強盗、傷害、暴行、脅迫、恐喝、強姦、強制わいせつ、住居侵入、器物損壊の 9 罪種がこの 5 年間で 2 . 6 倍に急増。これらの犯罪は 7 4 ~ 9 7 年では 7 万 ~ 1 0 万件程度で推移したが、その後激増し、昨年は 2 6 万件に達した。（『朝日新聞』 2002 年 11 月 19 日）

このような記事が多く書かれるようになり、国民がいつ自分も被害者になるかわからないというような犯罪不安に駆られるようになった。同時期に厳罰化の必要性が訴えられ始めたのである。

（2）日本の犯罪状況の実態と国民の犯罪不安

図 1 からわかるように、刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークに、平成 15 年からは減少に向かった。平成 20 年には、およそ 253 万件であり、ピーク時の 3 分の 2 ほどに落ち着いた。しかし、認知件数が減少に向かっているにも

関わらず、日本の治安悪化を嘆く国民の声はいまだ少なくない。

内閣府の平成 21 年度の世論調査で、「現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるのはどのような分野か」を聞いたところ、治安を挙げた割合は 25.2%であった。戦後最多を記録した翌年の平成 15 年度ではおよそ 80%の人が治安を挙げ、減少傾向に向かい始めた平成 17 年には 47.9%だったことからすると、認知件数の減少とともに、国民の治安悪化進行への危機感は随分おさまってきているように感じる。

しかし、逆に、同年の調査で、「日本の状況について、良い方向に向かっていると思われるのはどのような分野か」という問いに対して治安と挙げた割合は、わずか 9.5%であった。

このことから、多くの国民は、日本の治安は悪化の進行は止まったものの、良い方向に向かっていると感じている人は少ないことがわかる。

更に、21 年度の同世論調査で、「政府に対する要望はなんですか。」という問いに対して犯罪対策を挙げた割合が、全体のおよそ 30%を占めていた。

以上のことから、犯罪の認知件数が減少に向かい、治安の悪化の進行に危機感を持つ国民はずいぶん減ったように感じるが、それでも、政府に対し犯罪対策を要望する国民は多く、日本の犯罪不安が解決されたとは国民の意識レベルからは言えない。

それを反映するように、日本では、現在でも厳罰化が確実に進行している。2010 年に入ってから、刑法は厳罰化の方向へ改正された。例えば、

2010 年 4 月施行の、「人を死亡させた罪の公訴時効を見直す改正刑事訴訟法」が成立したことにより、殺人など 12 の罪の時効が撤廃された。(読売新聞 2010 年 1 月 23 日)

時効の撤廃も立法による厳罰化一つであるといえる。このように、14 年以降は刑法犯の認知件数が減少傾向になっても、新たな厳罰化に向けた法律改正は行われているし、第一章でみたように、仮釈放における厳罰化も進行し続け

ている。また死刑の執行数は毎年 10 名を下回ることがない状況が続いている。このように、刑の厳罰化は進行しており、犯罪者には、重罰をもって臨もうとする空気が未だ日本を覆っている。

しかしそもそも、平成 8 年から 14 年の間に、犯罪の増加や凶悪化があったという国民の意識、それ自体が誤ったものであるとして、河合は次のように指摘する。

刑法犯には、交通事故が含まれる。刑法犯から、この交通事故関係を除いたものを一般刑法犯と呼ぶ。2002 年の交通関係業過は約 84 万件あるため、同年の一般刑法犯は 285 万件となる。刑法犯 369 万人の報道の粗雑さにあきれるだろう。【中略】

比較を洗練させる方法として、合計数ではなく、その内訳（犯罪の罪種）を検討する。たとえば、2001 年に、ついに一般刑法犯でみると戦後最高の犯罪発生率になったということは、治安が戦後最悪かを意味するかというと、全く意味しない。なぜなら、戦後 5 年間と、ここ 5 年間を比較すれば、戦後 5 年間における殺人や強盗の件数は、ここ 5 年間の 2 倍から 3 倍、強盗致死にあたっては数 10 倍である。戦後直後の警察力が不十分な時期には、軽微な犯罪は通報されず、重大犯罪しかカウントされていないだけであり、暗数が膨大にあったと考えられる。当時の治安はまちがいなく今より悪かったと考えられる。（河合 2004）

このように、2002 年前後の犯罪の急増は、従来は見逃されていたような軽犯罪などが多く認知されるようになったにしか過ぎず、客観的に治安の悪化は起きていないと河合は主張しているのである。

また、厳罰化に拍車をかけることとなったであろう殺人に関しても「統計的にみれば日本の殺人は昭和 30 年から一貫して減少し続けている。暴力で殺される人の数は、最近 10 年間でも毎年大幅に減少している。」（浜井 2008）というように、凶悪犯罪も減少しているという見方がある。

これに対して、厳罰化支持者である後藤啓二は、

平成期に入って以降、社会の治安は悪化し続けている。犯罪累計の変化を考察してみると、年号にこめられた願いとは裏腹に、この国の形は悪い方向へ変容しつつあることがよくわかる。88 年と 06 年を比較すると刑法犯の認知件数のうち路上盗難は 4 倍増、ひったくりが 3 倍増となっている。（後藤 2009）

と述べ、「街頭犯罪⁽⁵⁾」の増加から、治安の悪化を訴えている。しかし、これに対して前述の浜井（2008）は、「科学的な手法を用いた犯罪統計である犯罪被害調査⁽⁶⁾を実施した結果、軽微な犯罪においても犯罪被害そのものが増加していないことをしめした。」として、後藤の言う「街頭犯罪」も増加していないことを示した。

犯罪被害が増えていないのにもかかわらず、認知件数がここまで急増した背景として、浜井は、

平成12年から刑法犯認知件数は激増したがそれは犯罪「発生件数」が増加したのではなく、警察の対応が変化したことに起因していると考えられる。具体的には、通達等を発出して、警察に持ち込まれる困りごと相談ごと等をすべて取り扱い、また、告訴等や、被害届等を積極的に受理するとともに、そのような警察の方針を広く国民に対してキャンペーンしたことによる。こうした警察の努力の成果によると考えるのが妥当である。（浜井 2006）

とし、認知件数と発生件数を分けて考えることが必要だとしている。さらに、認知件数の増加も、発生件数の増加も以前は遺失物として処理していた犯罪や、いじめや校内暴力問題として学校などに解決がゆだねられていたものを、警察のサジ加減で窃盗や、傷害罪として立件するようになったためという考え方もできるだろう。

これらのことから、本論文でいう「治安の悪化」を「凶悪犯罪である殺人・強盗が増えたこと、軽微な犯罪も含め犯罪全体が増えたこと。」と定義づけるとすると、実際に治安悪化は起きているとは言えず、むしろ警察官の増員や、相談とり扱い件数が増えたことにより治安はよくなっていると考えられるのである。

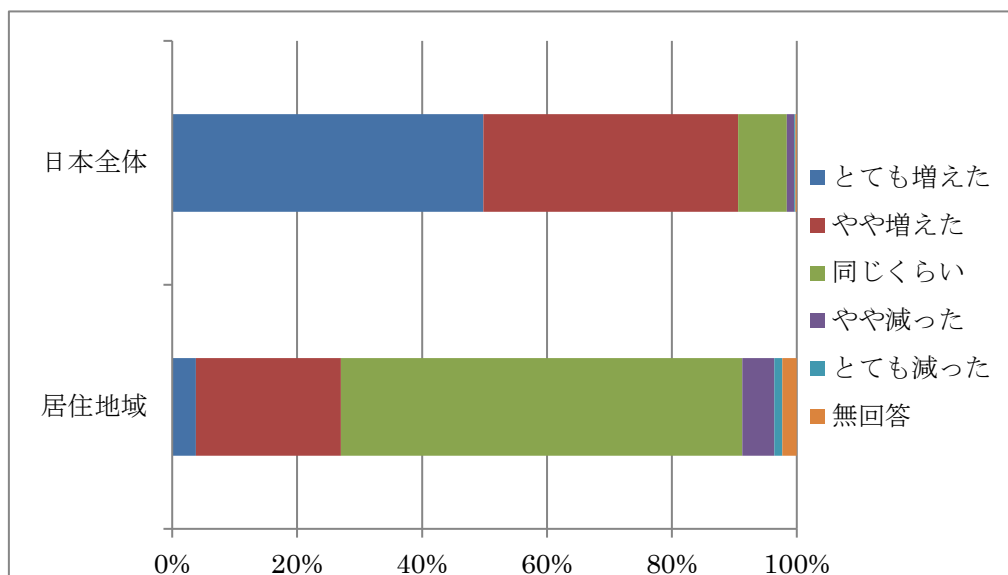
では、そういった日本の治安の状況と、市民が感じている治安の悪化の乖離はいったいどれくらいあるのだろうか。そのことがわかりやすい浜井（2006）が行った全国調査があるので以下参照する。

まず、日本国民を無作為に抽出し、「二年前と比べて犯罪が増加したと思いますか」という質問を以下の二つの条件で、同じ回答者に対して回答してもらう。

《一つ目の条件》日本全体について問う。

《二つ目の条件》回答者の居住地区ではどうかを聞く。

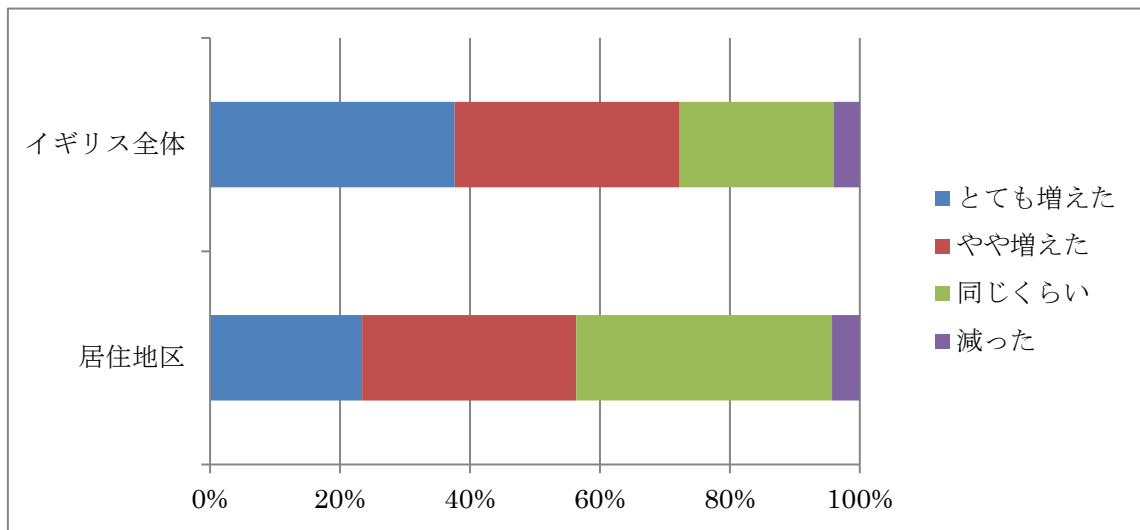
この調査は、「もし、人々の犯罪増加に関する認識が正確であったとすれば、この両者の質問に対する回答は一致するはずである。」(浜井 2006) が、結果は、図3からもわかるように、日本全体では約50%に及ぶ人が「犯罪はとても増えた」と認識しているのに対して、居住地区では約4%の人しか「犯罪はとても増えた」と認識していないことがわかった。



《 図 3 浜井による犯罪調査 》

つまり、調査の結果わかったことは、多くの日本国民は、自分の住む地域では犯罪はさほど増加していないが、日本のどこか別の場所で治安がとても悪化していると感じているということである。

2002 年と 2003 年に、イギリス人に対してもほぼ同様の調査が行われた。(図 4) この調査の結果、日本と同様に、回答者の居住地域よりもイギリス全体で犯罪が増加しているとするもののほうが多いものの、日本ほどそのかい離が大きいことを示している。



《図4 Crime in England&Wales2002/2003 調査》

このことから、日本での治安に対する現状と実感には大きな離れがあり、体感としての治安の悪化が、いくら犯罪学者が現実の統計のレトリックを示しても払拭できないほどに一般市民のあいだに根付いてしまっているということがわかる。

注

5 道路や公園、駐車場などで実行されている犯罪を後藤は「街頭犯罪」としている。

6 この調査は、犯罪に多く存在する暗数（性犯罪や自転車の盗難など、被害者が存在しても事件が公になるのを恐れるなどして被害届を出さず認知されない犯罪）の問題を解決するために調査対象である母集団の選挙人名簿等の住民登録制度を使用して無作為にサンプルを選び出し、抽出されたサンプルに対して、電話、または個別訪問によって、調査員が質問紙を用いて、一定期間に遭った犯罪被害についてインタビューしたものである。

第三章 厳罰化の背景

(1) 犯罪不安と厳罰化

日本において、過去数年の刑法犯認知件数の急増には、警察によるキャンペーン活動や、自転車の登録制による自転車盗難の認知の急増など様々な要因があり、治安の悪化があったとはいえないと考えられる。むしろ、安全な社会になっているといったほうがよいことを示している。しかし、事実とは裏腹に実際に国民は犯罪不安を訴え、それが厳罰化の原動力になっている。

つい最近まで、テレビや雑誌などのメディアの見出しからは、「日本の安全神話崩壊」「増える異常犯罪」などというようなキャッチフレーズが本当によくみられた。こういった犯罪不安を世に生み出し、厳罰化の契機となったとされる事件に、オウム真理教によるサリン事件がよくあげられる。この無差別になんの関係もない人たちが犠牲になった事件は、長い間テレビの報道を独占していた。この事件が平成7年に起き、ころから、犯罪報道による治安悪化のアピールがされるようになったのである。

現在ようやく日本の治安悪化を必要以上に深刻にアピールし、国民の不安をあおるようなメディアの声はずいぶん少なくなっているが、そうはいうものの、市民レベルでは治安が悪化していると信じている人はまだまだ多いことは、先ほどの世論調査からもわかる。

確かに、「安全」とは、人々が身の危険を感じることなく安心して暮らせる上に成り立つものである。国民がそれを信じられなくなった今の日本社会は「安全」だとはいえなくなる。そういう点からすれば「日本の安全神話崩壊」という話は事実であると言えるのかもしれない。しかし、一般市民の感じているような、「最近の日本は、突然凶悪犯罪に突如自分や身近な人が巻き込まれる危険がある。」という意識のもと、必要以上にセキュリティ意識を強めることを芹沢（2009）や浜井（2008）をはじめとする社会学者や犯罪学者の多くは勘違いであると指摘している。

その一方でそれでも日本での死刑の支持率や厳罰を求める国民の声というのは戦後一貫して上昇し続けている。この状況を浜井は、「社会はどんどん安全になっているのに、死刑や厳罰化を求める人がどんどん増えているのが日本の現状である。」（浜井 2008）と述べている。また、市民だけではなく、政治家や有識者までも、犯罪や非行について語る際には、「最近、治安が悪化し、犯罪や非行が凶悪化している中・・・」というように、治安悪化を前提に話を進めていることがいまだに少なくない。どうしてこのような現象が起きているのであろうか。

まず、第一に考えられるのはメディアの影響である。

先ほど述べた内閣府の世論調査によると、およそ95%の人が国内の犯罪や治安の状態を知る手段として、テレビやラジオなどを挙げ、80%の人が新聞を挙げている。

つまり実体験から、身を以て治安について不安を感じ、また、身近な人の経験から日本の治安が悪化していると感じているわけではない。そのような実体験に基づかない不安は、マスコミの影響が多大に受け生じたものであり、もはやマスコミが国民の不安を作り出したものだといえる。

最近はやイドショーなどで、どの番組を見ても犯罪報道に対して共通して使われている言葉に「許せない」「信じられない」「とんでもない」といった言葉がある。これは、視聴者の危機感を煽ったうえで、視聴者と不安を共有し、怒りを表出することで、視聴者の共感を得て、視聴率を稼ぐといった手法である。磯貝は、「マスコミを擁護するわけではないが、検証報道や両論併記をきちんと行くと明らかに視聴率が落ちる。逆に野次馬根性を煽りたてる報道は視聴率が上がるのはあたりまえのこと」（磯貝 2002）とし、マスコミのジレンマを指摘している。

よって、本来、事実を的確に伝えるべきである犯罪報道は、マスコミが事実を誇張し伝え、ドラマティックに伝えることで視聴率を取ると同時に、国民の

不安をあおるという構図が出来上がってしまっている。

犯罪不安をあおる報道で中でも中心に報じられていたものが、少年犯罪の低年齢化・凶悪化であった。浜井は、「世論調査を分析した中で「日本の治安が悪化している」という意識にもっとも影響を与えているのは、「最近の若者のモラルは低下している」という意識であった。このことから、治安が悪化したと感じたり、厳罰化を行いたいと思っていたりする人は、同時に、若者のモラル低下を嘆く人が多いことが分かる。」（浜井 2008）として、若者を異質な存在にとらえ、それを治安悪化の原因としている人々が多いと指摘している。近年の少年法の改正や、警察による青少年の補導強化などは、こういった世論の声に後押しされ実現してきたものとも考えられる。

しかし、2008 年度の警察庁の統計によると、1960 年ぐらいから凶悪犯罪である殺人事件の検挙人員は下降傾向にあるが、その減少の中心が 10 代～20 代の若年層であった。これに対して、60 代の検挙人数は増加していることがわかった。

こうした実態は、マスコミで言われているような少年犯罪の凶悪化や、低年齢化からは正反対な現象である。しかし実際に、厳罰化志向の流れの中で少年法は改正され、最近の改正では、おおむね 12 歳以上、つまり小学生でも、刑事罰を受ける可能性があるようになった。鮎川は少年法の改正の特徴を次のように述べている。

2001 年の少年法の改正は、議員立法によって行われた。少年法のような基本法の改正作業は、従来、専門家が集まった法制審議会の論議を経て進められるのがふつうであった。しかし、新たに浮上した刑事罰の「年齢引き下げ」や「原則逆送」を含む少年法改正は、議員立法でまとめられようとしている。（鮎川 2008）

このように、少年法の改正は、従来の専門家によるものではなく、民意を反映しやすい、議員立法として行われたという点に特徴づけられるのである。鮎川によると、この少年法の改正は、国民の圧倒的な支持のもと行われた（鮎川 2008）としている。

この少年法の改正を、単に少年の凶悪犯罪の増加、低年齢化などによる国民の犯罪不安から生じた厳罰化とみなすということには多少問題がある⁽⁸⁾のだが、先ほどの世論調査からもわかるように、マスコミ報道からほとんどの情報を仕入れている一般国民は、少年法の改正に関して、少年犯罪の増加や凶悪化以外の他の要因についてよく考えることもなく、そういうものとして受け入れてしまう。次章以降で詳しく述べるが、本当の重大な問題は実はこの、報道内容などが事実かどうか考えることをやめ、なんでも受け入れてしまう国民が世論を形成しているという点にあるのだ。

マスコミが流す情報によって流動されやすい民意の存在が今の厳罰化への流れを推し進めているのである。

こういった統計上の犯罪の現状や、専門家による研究内容が、刑事政策や政治に反映されずに、マスコミによって作られた国民の意識との間に差が生じ、逆に国民の安全安心を求める声は強まっていった。その結果、現在の政治主導といわれる政治体制のもといわゆる「民意に基づく厳罰化政策」がとられていくようになった。

法改正をはじめ、殺人事件や犯罪総数そのものは増加していないにもかかわらず、それを主要なターゲットとしている死刑や無期懲役刑の判決は、近時、一貫して増加傾向にあり、仮釈放率の低下などによる刑期の長期化を反映して多くの刑務所が過剰収容に陥ったのである。

しかし、犯罪報道が国民に与える影響について河合の 2000 年の調査によると、犯罪報道の検索記事のほとんどが、驚くほど冷静に書かれており、主要新聞は、犯人の凶悪化をことさらに述べることは皆無であったとしている。さらに「センセーショナルな記事は週刊誌が得意としており、テレビではいわゆるワイドショーには出現するが、厳罰化については新聞紙上でそのような主張をすることは全くないといってよい。」と述べ、また社説になると、朝日新聞は明確に厳罰化に対する懸念を示しているとしている。

このように、一部報道を除けば、犯罪報道は至って冷静に行われている。し

かし、それでも犯罪関連報道が、国民に犯罪不安や厳罰化を要求させるような原因を河合は以下のように述べている。

関連記事に普段全て目を通してはいるはずの私でさえ、犯罪情勢は悪化しており、厳罰化の流れがあるかのような印象をいだかされているのはなぜであろうか。その答えは記事の見出しにある。検索記事の見出しリストを打ち出したが、それを読むと、受ける印象は大きく異なってくる。たとえば、「麻原は繰り返し死刑に」後半でオウム VX 被害者証言」(『朝日新聞 1999 年 10 月 22 日』「ホステス殺人事件で被害者の弟、涙声で極刑求める、松山地裁」(『朝日新聞』愛媛版、1999 年 9 月 7 日) 等は、センセーショナルな報道から厳罰へ、そのものの印象を受けてしまう。ところが実は、これらの記事を読むと、被害者が心理状態を述べているだけであり、制度の厳罰化を主張してはいない。「殺してやりたいくらいだ。」という気持ちの表明と、「死刑という厳罰が必要である。」という意見表明は、別である。もうひとつ例を挙げると、犯罪情勢全般において、犯罪白書や警察庁発表によればということで、「検挙率戦後初の一割台」(『朝日新聞』2002 年 11 月 20 日) 「犯罪白書、98 年の刑法犯、最悪の 269 万件―被害者、心の傷深刻」(『日経新聞』夕刊、99 年 11 月 12 日) 等がある。これらの見出しをみれば、犯罪情勢は恐ろしいことになっているように読めてしまう。これらも記事内容を読めば、殺人は減少しているなど、正しい記述がしてある。【中略】いずれにせよ、一般市民が新聞やテレビニュースで犯罪情勢に接して抱かされている感覚と、・・・犯罪情勢が大きくずれている理由は、マスコミ報道のとりわけ新聞の見出しに原因があると考えられる。・・・またマスコミ報道から真実を見抜く力の衰退こそ、それ以上の問題であると指摘したい。(河合 2004)

このように、犯罪情勢と、国民の感覚のずれは、マスコミ報道の新聞の見出しによるものが大きいとしながらも、一般市民が、日常経験から、自分の周りで誰も殺されていない、強盗にもあっていないことを把握していれば、このようなマスコミ報道に振り回されることはない指摘し、国民がマスコミ報道の情報に過度に依存していることで、不安が蔓延しているとしている。

こうした犯罪や治安に対する人々の意識や犯罪不安を総称して「体感治安」と呼ぶが、犯罪の認知件数は減少しても、体感治安はそれと比例して改善されるというわけにはいかないようだ。河合も、「素人市民に犯罪状況を説明する難しさは、素人の実感と統計的事実とがズレているからであると思う。」(河合 2004) と述べている。

国民にとっては、ワイドショーや週刊誌、新聞の見出しなどの情報それ自体が、正しい情報かどうかよりも、わかりやく興味関心があるもののほうが受け入れられやすいのである。

よって、センセーショナルな報道に思えてしまう見出しの出し方をする「マスコミ」と、冷静に事実を伝えている新聞記事の内容までをきちんと把握しようとはせずに、単に見出しのみや、ワイドショーや週刊誌など、事実を誇張して伝えがちな視聴率・購買率至上主義な一部報道に踊らされ、しかも、情報を得る手段をそれらに依存する「国民」のという構図が、流動しやすい「民意」を形成し、現在の厳罰化の流れの主要な一部分を作っていると考える。

注

8. しかし少年法は今までが、他国と比較して驚くほどに刑が軽すぎたという側面もある。人を一人殺したとしても、少年の更生、教育的側面が強く、被害者遺族には、少年の名前や、動機すら明かされてこなかった。こういった点も踏まえて改正された少年法を厳罰化と称することが妥当なのだろうかという疑問が残る。藤井は、この少年法の改正を、「適正化」と呼び、他の、刑法改正などとは区別している。

（２）被害者感情と国民感情と厳罰化

また、厳罰化を求める声には、犯罪不安による犯罪の抑止や、予防以上に被害者感情・遺族感情を鎮めることを目的とするものも大きい。津富（2006）が紹介しているアメリカでの研究がある。

厳罰化の代表である死刑について、1981 年以降死刑を支持する理由として、応報が常に抑止を上回っており、応報支持者が増加する一方、抑止支持者が急速に減少していること、死刑支持者の多くが死刑と終身刑の抑止力が変わらないとしても死刑を支持すると回答した。（Ellsworth and Gross 1997）

以上のことから、アメリカにおける死刑の支持理由には犯罪を減らしたいという目的は少なく、感情に基づくものであると述べている。

第一章の（１）でも述べたが、日本においても死刑支持率は高く、また、その理由として、被害者・遺族感情を重視する意見が増加していることから、厳罰化を求める動きの中にはあ、アメリカと同様に感情に基づくものが多いと推測できる。

さらに元最高裁判事の土本武司は「これまでは法律の専門家だけで刑罰を決めてきたが、国民感情からすれば寛大すぎて不満がたまっていた。厳罰化は当然の流れで、あるべき姿。」（土本 2009）として、国民感情による厳罰化を指摘している。

日本では、今から 10 数年前までの犯罪報道は、加害者の生い立ちや家庭環境などから、事件を起こした動機を探ろうとすることばかりが注目されていた。しかし近年、被害者の存在がメディアで大きく扱われるようになり、被害者の感情を重視するような求刑・判決が多くなったといわれている。この理由を藤井は、「今までは加害者の存在は「必然」で、被害者は「偶然」だと考えられていたからではないでしょうか。・・・もう一つは、加害者の動機探索主義という視点が支配的だったからだと思います。」（藤井 2008）と述べている。

ところが、

1997年に、おもに少年犯罪によって子どもを失った保護者によって大阪で「少年犯罪被害当事者の会」が結成されたことや、犯罪被害者遺族を中心に2000年に結成した「全国犯罪被害者の会」といった会が、メディアを通じて、被害者の権利を強く訴えるようになった。さらに、一連のオウム事件を契機に治安の悪化や犯罪被害に関する報道に影響を受けた「世論の圧力」と相まって厳罰化に大きく影響した。(藤井 2008・浜井 2009)

つまり、こういった被害者遺族の活動を通して今まで忘れられていた「被害者」の存在がメディアで注目されはじめ、世論の潮流や政治の動きに変革をもたらした。法務・検察側も厳罰化を求める同会に連動し、刑法や刑事訴訟法の改正を実現させたと考えられるのである。

このように、世論の声を反映し、刑法や少年法の改正は実現され、量刑も、以前に比べ重いものとなってきているということは、日本の刑事政策にこういった世論の声が反映され、政治主導のもと、日本の民主化が進行しているという捉え方もできる。

だが、こういった刑法の改正などという一見でわかりやすい改革が行われるようになってきた一方で、実際に本当に必要な被害者や被害者遺族に対する捜査情報の開示、国民の犯罪不安を取り除くための根本的な政策などはいまだにほとんどおこなわれておらず、また、犯罪被害者保護法などが新設されたが、その保証金も適用が極めて限定的で、金額も自賠責保険にも満たない少額だとの批判がまだまだ多い実態がある。

このような被害者救済の不十分さは、被害者や被害者遺族を、被告人を厳しく処罰する方向へと駆り立てる原因になっている可能性もある。

被害の当事者でない一般国民の興味関心は、一つの事件に対して裁判でどういった判決が下るかというところまでで終わってしまうが、本当に被害者遺族

のことを考えるのなら、感情的になって、加害者に対し厳罰を要求すること以前に、国による被害者への手厚い保障や、被害者や遺族のプライバシーをマスコミや興味本位の人々から守る法律の制定を求めることのほうが重要だと考えるのである。

（３）ポピュリズムと厳罰化

本項では、第三章のまとめとして「Penal Populism」についてみていくとともに、なぜ日本で厳罰化がスムーズに受け入れられてきたのか、「社会の変化」という視点でみていくこととする。

（i）ポピュリズムの概念

そもそも、ポピュリズムとは、ラテン語の[populous（民衆）]に由来し、民衆の利益が政治に反映されるべきという政治的立場を指す語である。（大嶽 2004）つまり、もともとは、エリート主義に対する対概念であり、市民による民主化を意味していた。

しかし、最近では、マスコミなどを使ってキャンペーンを組み、直接世論に影響を与えようとする政治手法などを指すことが多く、大衆迎合的で空気に流されやすいことなどから、批判的に使われることが多くなっている。（浜井 2008）

日本でのポピュリズムを利用した代表的な政治家に元総理大臣の小泉純一郎がいる。小泉政権以来日本ではよく「劇場型」という言葉がよく聞かれるようになった。これは、「パフォーマンスを重視して、マスコミの報道によって視聴率をとという世論を味方につけ高い支持率を背景に、抵抗勢力を押し切って政策を進めていく手法のこと」（浜井 2008）を指し、ポピュリズム政策の典型であるといえる。

このポピュリズム政策で重要とされるものが、「主張のわかりやすさ」である。それを小泉首相の政策から、大嶽が以下のように述べている。

小泉政権では、既存の枠組みの破壊と変容を求め、それを国民に訴えた。この既存の価値の打破というメッセージはシンプルでわかりやすく、民衆から指示をあつめやすく、実に五年という長期政権を務めあげることとなった。(大嶽 2004)

こうした手法は、政治家だけが行っているわけではない。規制緩和の進んだテレビなどのマスコミでは、いかに視聴者から共感を得るか、面白い番組を作るかが、視聴率に影響する。これはなにもバラティ番組だけでなく、ワイドショーなどで行われるニュース報道でも同じことである。複雑な内容を複雑なまま正確だけを旨として伝えても、視聴者の共感が得られず、視聴率にはつながらない。重要なのは「わかりやすさ」なのである。

それは、最近の池上晃氏の人気を考えてみてもわかりやすい。なぜ彼が急に人気を集め、様々な番組に引っ張りだこになったのか。それは、彼の説明は、実に簡潔でわかりやすかったからであると考えられる。

視聴者はそれが正確な情報かどうかよりも、なるほどと思えるようなわかりやすく納得できるような情報や、興味関心の高い情報に群がるものと考えられるのである。「小泉改革以来、経済をはじめとする複雑な社会現象に対して、力強く、常識的で、分かりやすい解決策がもてはやされるようになった。」(浜井 2008) が、このような社会の変容が、刑事政策においても強く反映されているようである。

(ii) Penal Populism とは

浜井浩一著の「グローバル化する厳罰化とポピュリズム」の中で紹介されているニュージーランド・ビクトリア大学のプラット教授は、ポピュリズム的な性格を持つ刑事政策のことを「Penal Populism」と呼んでいる。(Pratt2007)

例えば、「最近のワイドショーをはじめとする報道では、事実を伝えるだけでなく、常にその犯罪報道の中に、「正義」と「悪」という二大構造を作り出し、ドラマ的な脚色をする。」(浜井 2008) というように、単純でわかりやすい二大

構造をマスコミは作り出す。そうすることによって国民は、悪役に仕立てられた犯罪者にたいして、厳罰に処すのが当たり前だというような考えかたを持つようになってしまう。さらに、政治家までもが、選挙演説などで、その犯罪を引き合いにだし、ことさら国民の犯罪不安を煽ったうえで犯罪対策の重要性をアピールし、支持率につなげようとしたりする。

プラット教授は、「Penal Populism が進行する過程の特徴として、犯罪や刑罰の議論において、社会科学における研究成果よりも、むしろ、個人的な体験、常識や逸話といったものが重視されるようになり、複雑な問題に対して、分かりやすく常識的な言葉で解決策を語るものに対する信頼感を高めていく現象が起きる。」(Pratt2007)とも指摘している。

このように、「ポピュリズムから厳罰化へと続く回路は、公衆・メディア・政治の相互作用によって形作られる。」(伊藤 2006)と言えるのである。

さらに、プラット教授によると、

Penal Populism においては、戦後の刑事政策を形作っていた多くの前提がひっくり返され、刑罰を運用・執行する権力構造の劇的な再構成が行われる。そこでは、より多くの刑務所が必要とされ、刑罰は、市民から隠されたところで役人によって密かに執行されるものではなく、より劇場的なものとなり、刑事司法の専門家の知識よりも一般市民の常識が優先される。同様に、広く市民の代弁者を自認する個人や市民団体と政府との関係がそれまで以上に緊密なものとなり、司法官僚と政府との結びつきが弱まって行く。その結果、そうした個人や市民団体の考えが刑事政策に強く反映されるようになる。(Pratt2007)

と指摘している。つまり、Penal Populism が進行する理由は、犯罪学者や、刑事司法の専門家などの権力が後退し、処罰志向の表出への抑制が解除された(伊藤 2006)ともいえる。最近ニュースなどで政治主導などという言葉をよく聞くが、こういった政策によって、安全安心を求め、「法と秩序」の強化を求める市民グループや、犯罪被害者の権利を主張する人々やメディアが、一般市民の代弁者となり、政府の刑事政策に強い影響力を持つようになったからだと考える。

では、なぜ、専門家の権力の後退という現象が起きたのだろうか。伊藤は次のように指摘している。

モラルパニック⁽⁸⁾を引き起こすようなメディアの報道により、犯罪への不安感が高まり、既存のプロフェッショナルの能力への信頼が揺らぐとともに、政治家もプロフェッショナルの見解に依拠するより、公衆へ直接にアピールするようになり、政治形成のプロセスにおいてプロフェッショナルがバイパスされるという、プロフェッショナルに対する外部的な評価の変化である。(伊藤 2006)

このように、専門家の権力の後退という現象は、メディアや政治家により直接作られた犯罪不安が、民意となり、既存の専門家に足して、犯罪不安を払しょくできなかったことに対して不信感を抱くようになったことが、大きな要因であると言えるのである。

注

8. モラルパニックとは、ある種の文化的行動や、ある種の人々に対して、世間一般の間に誤解や偏見、誇張された認識が広まることによって、社会不安が起こり、これらを排除して、社会や道徳を守ろうとして発生する集団パニックや集団行動のことである。

(iii) 日本における Penal Populism

では、次に日本における Penal Populism についてみていく。(ii) において、Penal Populism は、専門家に対する外的評価の低下によるものだと説明した。しかし、浜井は、次のように述べている。

刑事司法統計や法改正等を通して日本の厳罰化を見つめなおしてみると、もともと、Penal Populism は、民意がマスコミ報道や政治演説などによって流されることを意味していて、アメリカのように裁判官や検察官が選挙で選ばれるなど、司法官僚の人事が政治的な影響を受けやすい制度を持っている国で起こりやすいとしている。しかし、日本の裁判官や検察官は選挙によって選ばれるのではなく、巨大な官僚機構の一員であり、終身雇用制度のもと人事は政治からほぼ独立している。したがって、最高裁や検察首脳といった人事に影響力のある人たちが市民感情や世論を重視すれば、そこを通して一定の影響を受けるが、逆にそれを除けば市民感情や政治の影響が入り込む余地はないはずである。つまり、この観点から考えると日本は、制度的には、エリート官僚が支配するポピュリズム刑事政策の影響に対して強い抵抗力を有している国のはずなのである。(浜井 2008)

つまり、プラット教授の指摘する Penal Populism の進行による厳罰化は、刑事司法官僚など、専門家の権力の衰退と、ある意味での民主化による市民の台頭により進行してきたというものであるが、浜井が指摘するように、日本は制度的には、本来この Penal Populism による厳罰化は進行しにくい国であるはずなのである。

しかし、今まで述べてきたように日本では、実際に様々な面で厳罰化が進行している。

つまり、民意自体がたとえ流動的で、モラルパニックを引き起こすようなメディアの報道によって作られたものだとしても、一応それが国民の声として政治主導のもと刑事政策や政治に直接反映されて厳罰化が進行してきたと考えるには、日本の現在の官僚組織の人事制度では説明がつかない部分もあるということである。

では、本来、Penal Populism が進行しづらい国であると考えられる日本において、少年法の改正をはじめ、政治主導の厳罰化はなぜ進行的なのか。

ガーランドによると、こうした専門家が緩衡装置としての役割を果たさなくなった原因として、先ほど述べた伊藤や、プラットの指摘した専門家の外部的評価の変化に加えて、「専門家自体に内部的な変化が生じた。」(Garland 2001)としている。

ガーランドのいう専門家自体の変化とはつまり、今まで犯罪者に対し、社会復帰、いわゆる更生をさせようという目的刑的な一面は、教養のある人々を母体とする専門家など知識人によって支えられていきが、最近、その専門家たちにも犯罪への不安感が高まり、厳罰化への志向が強まっているということである。

この専門家の意識変化を宮澤は、「日本の司法官僚は、【中略】一般市民と同じレベルでマスコミ世論の影響を受けポピュリズムに流されており、その意味で、日本の厳罰化は Penal Populism で説明できる。」(宮澤 2006)と述べている。

浜井は、宮澤のいう司法官僚として、司法政策決定に強い力を持つ検察官の変化を主張している。(浜井 2008) 浜井によると、

そもそも、日本の刑罰は、その 80%以上が事実上検察官によって運用されている。裁判所には、検察官の処分や意見に対する拒否権があるが、それは量的に見た場合、わずかな意味を持つにしかすぎず、現実には、検察官の提出書類に基づいて、検察官の意向を追認する作業に終始している。さらに、刑法や刑事訴訟法の改正や裁判員制度の創設を含めて、最近の厳罰化に向けた量刑等の動きは、市民や被害者遺族の声によって動き出したものではあるが、全ては司法官僚である行政にいる検察官を通して実現されたものと考えることができ、検察官の権限が大きくなっていると考えられる。(浜井 2008)

というように、検察官が厳罰化の進行の最終的な決定権を持っていて、強力に厳罰化を推し進めていると指摘している。確かにそう考えてみると刑罰運用の中で、検察官が唯一手を出せないのが家庭裁判所での決定であったが、2000年の少年法の改正も、この視点から見ていくと、原則逆送など家庭裁判所の裁判官の裁量が縮小し、検察官の関与が拡大する方向での改正となっている。どちらにしても日本の厳罰化は、検察官が、それを了承しなければ実現不可能で

あったと考えられるのだ。

つまり、日本の厳罰化は、ポピュリズムの影響を強く受けてはいるものの、プラット教授がいう世論が専門家を議論の外に追いやり、専門家の発言力が弱まった結果の **Penal Populism** とは多少異なり、ポピュリズム政策によって、少なくとも日本の刑事司法における検察官の影響力はほとんど弱まっていない。

以上のことから、日本においては「ポピュリズムの中心的な担い手として、流動的な民意の存在がよく語られるが、今日では、専門的な知識を持つ人々の意識自体も変質してきている。」(伊藤 2006) ともいえるのである。

このように、近年の日本社会において、小泉元首相時代以降の急激なポピュリズムの進行と、専門家（特に検察官）の意識変化が、刑事政策の上でも大きな影響を与えたと考えられる。

また、この厳罰化の進行は日本だけで起きているものではない。こうした世論が厳罰化を指揮する現象はアメリカをはじめ、先進国に共通してみられる現象でもある。浜井は、「日本を含め、多くの先進国において、殺人をはじめ犯罪の増減とは無関係に厳罰化が進行しており、その過程は多かれ少なかれポピュリズム刑事政策的な要素を持っている。」(浜井 2008) として、この社会の変容は先進国共通のものであると指摘している。しかし、同じ先進国でも福祉国家とされる北欧ではかなりの抵抗力をもって厳罰化を阻止しているという。(Pratt2007)

浜井は、「おおざっぱに言えば、格差が少なく、福祉が充実し、人と政府が信頼され、「お互い様」の精神が生き、現実を客観視できる社会ほど **Penal Populism** に対する抵抗力が強いという考え方もできる。社会保障の充実と、政府への信頼が、国民の厳罰志向を和らげる要因だと考えられるのである。」(浜井 2008) として、厳罰化の進行の要因として、社会保障に対する信頼感が少なく、自分の身は自分で守るしかないと考える市民が多い国ほどこうした **Penal Populism** に対する抵抗力が弱く、浸透していきやすい。(浜井 2008) と指摘している。

他の先進国との比較は、更にさまざまな国家間の仕組みや、刑罰に関する歴史的な違いを検討対象として広げ考察していくことが必要である。しかし、ここで、プラットや浜井が指摘しているように、厳罰化の進行と社会保障の充実に何かしらの因果関係が明確にあるのだとしたら、日本における **Penal Populism** の進行とそれにともなう厳罰化において、今後の課題は、専門的な知識を民意にいかに反映させ、健全なポピュリズムをどう作るかというところにあるのかもしれない。

第4章 厳罰化と日本社会の在り方

今まで厳罰化について、多角面からみてきた。しかし、根本的な問題は、厳罰化そのものにあるのではなく、厳罰化をもたらす契機となったマスコミ報道や、世論の声、犯罪被害者による運動やポピュリズム政策の中での司法官僚の変化や法制度改革が、社会全体のなかでどのような意味や役割を担っているかである。あるいは、Penal Populism 制度の変化や厳罰化が、社会的な権力のような変化と連動しているのかということでもある。

そもそも、ポピュリズムも、それに基づく厳罰化も、ある意味民意を反映したものであり、民主主義社会において、それ自体が悪いことではない。例えば、伊藤は、「ポピュリズムは犯罪統制の領域においても、その政策形成に民主的な回路を開くものとして評価できる。」(伊藤 2005)として、ポピュリズムを「民主化」の象徴として、肯定的に捉えている。

日本においても、少年法や強姦罪など、他の先進国に比べ、それまで不当に軽かったといわれる罪の量刑を引き上げたことなどは、厳罰化というよりは、被害者や、国民の声を組みとり、それを、犯罪統制に組み込んだと考えれば、藤井(2007)が指摘したように、この面においては「厳罰化」を「適正化」という言葉を使って表現したほうが正しいのかもしれない。

しかし、問題はその厳罰化を求める動きをしている民意そのものがマスコミや政治家の選挙演説などの視聴率や支持率を得るための不正確な情報に基づいて作られ、しかもそれが流されやすいという点にある。

さらに、日本は先進国の中でも飛びぬけて治安がいい。殺人を含めた凶悪犯罪も、かつてと比較すれば格段に減っているし、それが増加に転ずる兆候すらみられない。それなのに、マスコミや、政治家によって引き起こされた犯罪不安や、極度の厳罰志向が、必要ないほどの過剰なセキュリティ意識や、厳罰化を求めることばかりに注目や関心が高まって、そのことがもたらす弊害についてはほとんど議論されない現状がある。こういったものにはマスコミによって

取り上げられることのない隠れた弊害もかなりある。例えば、犯罪不安の高まりから、ある地域の知的障害者の施設などは、「私たちを不審者扱いしないでください」というパンフレットを配らなければならないような状態になっている。さらに、奈良県のように、「子どもへの声かけ禁止条例」のようなものまででてきた厳罰化のパターンも存在している。(藤井 2007) さらには、厳罰化の抑止力にたいしては、疑問の声があるのも実際のところである。そして、刑務所への収容期間が長くなればなるほど、犯罪者の社会復帰の妨げになり、再犯者を増やしているという現状もある。(山本 2007)

芹沢は現在の日本社会の問題点を以下のように述べている

2000 年以降、社会の様々な場面で進行しているのは、保護から排除へというプロセスである。例えば、少年犯罪における被害者遺族によるパターナリズム（温情主義）批判。「犯少年は教育の対象である」という発想に対する批判も、マクロ的にみれば保護から排除へという潮流に棹さしています。というよりも、犯罪の領域でなされているパターナリズム批判こそが、そうした動向を後押ししている部分がとても強い。昨今、死刑判決が増えているのと同時に、生活保護への揺さぶりがかけられていますね。これは国民の生存への配慮を、国家が失いかけていることを意味しているのではないのでしょうか。被害者の声も厳罰化などには速やかに反映するけれども、経済的な支援といった部分では動きが鈍いことも、こうした事態の反映でしょう。【中略】 いずれにしても、このような権力の変容の結果としてできる社会は、果たして国民にとって生きやすいものなのでしょうか。そう考えてみると、現在の被害者運動と刑事司法の変容が連動して作られている社会全体の変容は、被害者をも含めて、だれにとっても、不幸な帰結をもたらすのではないのでしょうか。つまり、このように、不幸な帰結をもたらす可能性のある変容を、被害者運動が後押ししてしまっているように思えるのです。(芹沢 2008)

確かに、犯罪に対して根拠のない過剰不安や、メディアによってあおられてできた応報感情をベースとして、必要でもない防犯体制や刑法の厳罰化などが強化されていくことは、社会にとって健全な状態だとはいえない。民主主義社会のもと、確かに民意に基づく政策を行っていくことは重要であるが、厳罰化を含む多々の制度設計は感情ではなく、客観的なデータや専門家の意見に基づいて冷静に行われるべきだとも考える。

果たして今、私たちが、確かに直面している日本社会における厳罰化の傾向

は、感情に支配されている悪い意味でのポピュリズムの出現によるものなのか、あるいは、合理的な民主化の進展であるのだろうか。これは、二者択一的な問題であるというよりも、とにかく、厳罰化を推し進める力に、この両極端な幅を持った国民の意見の高まりが関与していることは明らかなのである。

このポピュリズム（あるいは民主化）の動きに対して、司法官僚をはじめとする専門家がどのような対応をし、また、社会の位置づけとしてどのように立地されるべきなのかということも今後考えていかなければならない課題なのである。

終わりに

本論文を書き始めた頃までは、自分の中で、日本において進行している厳罰化が良いことなのか悪いことなのか最終的に結論づけようと考えていた。しかし、厳罰化について様々な本を読み進めていくにあたり、厳罰化そのものの良し悪しよりも、問題はもっと根本に存在するということに気づいた。日本は、世界でもトップクラスの治安を誇り、安全な国のはずなのに、国民は、なぜか常に、犯罪不安をどこかに抱え生活している。そういったことが、厳罰化要求や、社会的弱者の疎外につながっている。こうした現状を打破しない限り、現在のどこか暗く景気も雇用も不安定な状態がずっと続くような気がした。

本来なら、もっとグラフや図表を使い実証的に論じていきたかったが、厳罰化について、その対象を絞らず広く取り扱ったため、抽象的な部分が多くなってしまったことが反省点である。今後、裁判員制度の定着などにより、司法や刑法のあり方はますます変化していかざるを得ないと思うが、もし自分が、人を裁く立場だったらどうするのか、「罪と罰」についてじっくり考えていきたい。

参考文献

鮎川 潤 2008 『新版 少年非行の社会学』 世界思想社

伊藤康一郎 2006 「理性と感情—リスク社会と厳罰化の交差—」

漆畑貴久 2009 「交通犯罪と刑法等改正の動向」

河合幹夫 2004 『安全神話のパラドックス 治安の法社会学』 岩波書店

Garland.D 2001[The Culture of Control, Crime and Social Order in Contemporary Society] 伊藤康一郎著 「理性と感情—リスク社会と厳罰化の交差—」より引用

後藤啓二著 2009 『日本の治安』

芹沢一也 2006 『ホラーハウス社会』 講談社プラスアルファ新書

高橋 和彦 2009 『刑法入門』

津富 宏 2008 「厳罰化の時代に」

浜井浩一 2009 「グローバル化する厳罰化ポピュリズムとその対策」

浜井浩一 2008 『二円で刑務所、五億で執行猶予』

浜井浩一 2004 『犯罪統計学』

浜井浩一・芹沢一也 2004 『犯罪不安社会』

藤井誠二 2008 『重罰化は悪いことなのか』 有限会社 双風舎

Pratt.J 2007[Penal Populism, London and New York; Routledge]

浜井浩一著 「グローバル化する厳罰化ポピュリズムとその対策」 より引用

Bowers 1997 「A New York at Public Opinion on capital Punishment」

津富 宏著「厳罰化の時代に」 より引用

参考 URL

警察庁統計 <http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>

司法試験中毒 <http://www.geocities.jp/bexfort>

1

内閣府 HP <http://www8.cao.go.jp/survey/>

犯罪白書 http://www.moj.go.jp/housouken/houso_2009_index.html

法務省保護局 HP http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo21.html